

独立行政法人国立科学博物館が達成すべき
業務運営に関する目標
(中期目標)

平成28年3月1日

文 部 科 学 省

目 次

I.	政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II.	中長期目標の期間	3
III.	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1.	<u>地球と生命の歴史、科学技術の歴史の解明を通じた社会的有用性の高い自然史体系・科学技術史体系の戦略的構築</u>	3
(1)	自然史・科学技術史の中核的研究機関としての研究の推進	3
(2)	研究活動の積極的な情報発信	4
(3)	国際的な共同研究・交流	4
2.	<u>ナショナルコレクションの体系的構築及び人類共有の財産としての将来にわたる継承</u>	6
(1)	ナショナルコレクションの構築	6
(2)	全国的な標本資料情報の収集と発信	6
3.	<u>国立科学博物館の資源と社会の様々なセクターとの連携協働による、人々の科学リテラシーの向上</u>	7
(1)	魅力ある展示事業の実施	8
(2)	社会の多様な人々の科学リテラシーを高める学習支援事業の実施	8
(3)	社会の様々なセクターをつなぐ連携協働事業・広報事業の実施	8
IV.	業務運営の効率化に関する事項	
1.	運営の改善	10
2.	給与水準の適正化	10
3.	契約の適正化	10
4.	予算執行の効率化	11
V.	財務内容の改善に関する事項	
1.	自己収入等の確保	11
2.	決算情報・セグメント情報の充実等	11
3.	運営費交付金債務残高の解消	11
4.	経費の節減	11
VI.	その他業務運営に関する重要事項	

1. 法令遵守等内部統制の充実	11
2. 情報セキュリティへの対応	12
3. 人事に関する計画	12
4. 施設・設備整備	12

※下線を引いた事業を一定の事業等のまとまりとする。

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人国立科学博物館（以下「国立科学博物館」という。）が達成すべき業務運営の目標（以下「中期目標」という。）を定める。

I 政策体系における法人の位置付け及び役割

国立科学博物館は、独立行政法人国立科学博物館法第3条にあるとおり、博物館を設置して、自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究並びにこれらに関する資料の収集、保管及び公衆への供覧等を行うことにより、自然科学及び社会教育の振興を図ることを目的としている。

国立科学博物館はこれまで、自然史及び科学技術史の中核的研究機関としての役割を果たすとともに、我が国の主導的な博物館として、自然科学と社会教育の振興を通じ、人々が、地球や生命、科学技術に対する認識を深め、人類と自然、科学技術の望ましい関係について考察することに貢献することを使命とし、地球と生命の歴史、科学技術の歴史の解明や、ナショナルコレクションの体系的な構築及び継承、並びに人々の科学リテラシーの向上に資する事業を実施してきたところである。

我が国の科学技術を取り巻く状況は、情報通信技術（ICT）の発展による世界的規模でのネットワーク化やオープンイノベーション、オープンサイエンスの進展によって大きく変貌し、従来型の知の生産形態を超えた新たな枠組みの構築が求められている。さらに経済や社会の構造が急速に変化する時代にあって、我が国は、環境の著しい変化に伴う人類を含めた生物・生命や地球の持続可能性の危機などの地球規模の課題解決や、それらの危機を乗り越えて持続可能な社会を実現することへの貢献が求められている。このような自然環境と社会環境の変化に対し、人々が自然及び科学技術に関する知識と科学的な考え方・態度を持って適切に判断し行動できる総合的な能力である科学リテラシーの涵養が不可欠となっている。

こうした中で、第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）においては、経済・社会的な課題への対応を推進していく政策の4本柱の一つとして位置づけ、①地球規模の課題への対応と世界発展への貢献に向けた、生物多様性への対応等、②国及び国民の安全・安心の確保と豊かで質の高い生活の実現に向けた自然災害への対応等、③国家戦略上重要なフロンティアの開拓に向けた、海洋立国に相応しい科学技術イノベーション等、④持続的な成長等に向けたものづくり・コトづくりの競争力向上などを、その重要政策課題として示している。また、もう一つの政策の柱である、科学技術イノベーションの基盤的な力の強化については、イノベーションの源泉としての学術研究・基礎研究やオープンサイエンス等の知の基盤の強化、次代の科学技術イノベーションを担う人材等の人材力の強化などを強調している。さらに、社会の多様なステークホルダーとの対話・協働等の科学技術イノベーションと社会との関係深化を重要事項として位置づけている。

科学技術イノベーション総合戦略 2015（2015年6月19日閣議決定）においても、学術研究・基礎研究の推進、オープンサイエンスの推進、防災・減災に向けた研究開発や情報共有の推進などが挙げられている。

生物多様性国家戦略 2012-2020（平成24年9月28日閣議決定）では、生物多様性の保全と持続可能な利用を国家戦略として位置づけ、その課題として、生物多様性に関する理解促進、生物多様性に関する調査や教育を担う人材育成、基礎データとしての標本や資料の蓄積などを挙げ、特に文部科学省における具体的な施策として分類学研究の振興、標本資料の体系的収集と情報の共有などを示している。

また、第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）においては、我が国の危機を乗り越え、持続可能な社会を実現するため、知識を基盤とした自立、協働、創造モデルとしての生涯学習社会の構築を掲げ、その実現に向け、科学リテラシーなどを含む、社会を生き抜く力の養成、イノベーションなどの未来への飛躍を実現する人材の養成、地域における協働による課題解決の重要性などを示している。

さらに、「オリンピック・パラリンピックレガシー創出に向けた文部科学省の考え方と取組」（平成27年4月10日文部科学省）は、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「2020年東京大会」という。）について、これまでの日本の科学研究の蓄積や科学技術の発展・成果を国内外へ発信する重要な機会として位置づけている。

こうした現下の状況や政府方針を踏まえ、平成28年度から始まる新たな中期目標期間における国立科学博物館のミッションは以下のとおりとする。

① 地球と生命の歴史、科学技術の歴史の解明を通じた社会的有用性の高い自然史体系・科学技術史体系の戦略的構築

国立科学博物館は、生物多様性の保全や豊かで質の高い生活の実現などの政策課題や社会的要請等を踏まえ、新たな知の創出のための源泉・苗床として、地球と生命の歴史、科学技術の歴史を解明していく。そのために、自ずとあるいは人為的に変化する自然や人類の営みの成果である科学技術を対象とし、歴史という時間的ファクターを踏まえた実証的研究を推進していく。

② ナショナルコレクションの体系的構築及び人類共有の財産として将来にわたる継承

科学技術イノベーションの基礎をなす知識・知見や科学的なデータの体系的収集・蓄積に向け、科学的再現性を担保する物的証拠として、あるいは自然の記録や人類の知的活動の所産として、自然史資料や科学技術史資料を継続して収集することにより、ナショナルコレクションとして体系的かつ戦略的に構築し、人類共通の財産として将来にわたって確実に継承していく。さらにオープンサイエンスの推進に向け、その情報を積極的に発信し、活用に供することにより、科学情報を共有する文化を醸成していく。

③ 国立科学博物館の資源と社会の様々なセクターとの連携協働による、人々の科学リテラシーの向上

2020年東京大会は、国立科学博物館の有する資源の一層の活用を推進する契機であり、国内各地域の科学系博物館や大学等と連携協働しながら、調査研究及び標本資料の収集を通じて蓄積された知的・物的資源を、展示・学習支援事業などの博物館ならではの方法で社会に還元していく。これにより、子供から大人まで生涯を通じた国民の科学リテラシーの向上を図り、社会・国民に支持される科学を築いていく土壤を醸成し、かつ、それを促す人材を育成していくとともに、全国各地における科学系博物館活動の活性化につなげ、それらの成果を我が国のレガシーとして継承していく。

(別紙) 政策体系図

II 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成28年(2016年)4月1日から平成33年(2021年)3月31日までの5年とする。

III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 地球と生命の歴史、科学技術の歴史の解明を通じた社会的有用性の高い自然史体系・科学技術史体系の戦略的構築

(1) 自然史・科学技術史の中核的研究機関としての研究の推進

国立科学博物館は、自然史及び科学技術史に関する我が国の中核的研究機関として、自然科学等における世界の中核拠点となることを目指して研究を推進すること。推進すべき研究は、人類の知的資産の拡大に資するとともに、生物多様性の保全や豊かで質の高い生活の実現などを支える科学技術の発展の基盤となるため、自然物あるいは科学技術の歴史的変遷の体系的、網羅的な解明を目的とした組織的な研究活動とすること。このため、基盤的な研究として、近年特に大学等の研究では十分な対応が困難になっている、体系的に収集・保管している標本資料に基づく実証的・継続的な研究を推進するとともに、分野を横断する総合的なプロジェクト研究を実施すること。

特に本中期目標期間は国立科学博物館の基盤をなす研究として、生物多様性の喪失とその対策などに必要な基礎的な情報を集積するために、自然史分野に関しては、これまで分類に関する情報の乏しい分野も対象として、主として日本及びその周辺地域を中心に自然物を記載・分類し、それらの相互の関係や系統関係を調べることなどを通じて、過去から現在に至る地球の変遷、人類を含む生物の進化の過程と生物の多様性の解明を進めること。自然科学の応用に関しては、主として人類の知的活動の所産として社会生活に影響を与えた産業技術史を含む科学技術史資料など、保存すべき貴重な知的所産の収集と研究を行う

こと。

また、これらの基盤的研究の成果を踏まえたプロジェクト型の総合研究として、新たな分析技術を用い、国立科学博物館や国内外の博物館等が所有する標本資料を活用した研究や、これまで研究の進んでいない日本の周辺地域を対象とした研究を進め、環境の変化の状況や絶滅が危惧される生物種等に関して、種間の関係も含めた体系的な情報を集積すること。最新の分析技術を用いて、環境の変遷を知るための重要な基礎となる地史学的な解析を行い、生物種の変遷と環境との関係に関する研究を進めること。国の研究機関や大学等が所有し、近年その散逸が危惧されている様々な分野の研究資料の状況を調査し、今後の保存のための指針を作成すること。

以上を踏まえ、今中期目標期間において重点的に推進すべき調査研究の方針は別表のとおりとすること。なお、研究の実施に当たっては、組織的なガバナンスのもと、研究テーマの選定を含めた研究計画、進捗状況の把握や研究成果の評価の各段階において外部評価を行うこと。また、各種競争的研究資金制度等の積極的活用など、研究環境の活性化を図ること。

国家の知の基盤を強化するためには、自然史及び科学技術史の研究は不可欠であり、大学等と連携したポストドクターーや大学院学生等の受け入れにより、後継者養成を進めること。

(2) 研究活動の積極的な情報発信

研究成果について、学会等を通じた外部への発信に加え、シンポジウムの開催、一般図書の刊行等により広く社会に発信すること。また、研究現場の公開や、展示・学習支援事業における研究成果の還元など、国立科学博物館の特色を十分に生かし、国民に見えるかたちで研究活動の情報を積極的に発信していくこと。特に総合研究については、終了後2年以内にその成果を基にした企画展等を開催すること。

(3) 国際的な共同研究・交流

海外の博物館等との協力協定の締結等に積極的に取り組むなど、自然史研究等の国際交流・国際協力の充実強化を図ること。特にアジア・オセアニア地域における中核拠点として、自然史博物館等との研究協力を実施し、この地域における自然史系博物館活動の発展の上で先導的な役割を果たすこと。

【指標】

調査研究に関する、以下の指標については、別紙に定める評価軸を活用し総合的に評価するものとする。

- ・重点的に推進する調査研究として、基盤研究5分野及び総合研究6テーマを実施し、調査研究の方針等が設定する調査研究ごとの目的や成果等、評価軸の観点等を達成

- ・国立科学博物館の特色を生かし、国民に見えるかたちによる発信を重視するなど、研究活動の社会への情報発信に関する評価軸の観点等を達成
- ・アジア・オセアニア地域において中核的な役割を果たすなど、国際機関や海外の博物館等との共同研究・交流等に関する評価軸の観点等を達成

【目標水準の考え方】

- ・調査研究の方針等に基づき、近年特に大学等の研究では十分な対応が困難になっている、標本資料に基づく実証的・継続的な研究5分野及び分野を横断する総合的なプロジェクト研究6テーマを重点的に推進する。同方針等が設定する、各調査研究の目的や成果等の達成の状況については、研究計画、進捗状況の把握や研究成果の評価の各段階において外部評価を行うこととする。また、特に論文等について、他の研究機関等と比べて遜色がない数の情報発信、科学研究費補助金について、全国平均を上回る新規採択率の確保を目指す。
- ・国民の科学リテラシーの向上という国立科学博物館のミッションに鑑み、研究活動の情報発信については、学会等を通じた発信だけでなく、展示・学習支援事業、シンポジウムの開催、一般図書の刊行等により広く社会に発信することとする。
- ・国際的な共同研究・交流等の充実・強化を図るために、海外の博物館等との協力協定等の締結を推進するとともに、アジア・オセアニア地域における中核拠点としての役割を果たすため、特に地球規模生物多様性機構（GBIF）の日本ノードとしての自然史標本情報の発信や、微古生物標本・資料センター（MRC）としての微化石標本の情報公開と活用を重点的に推進することとする。

【想定される外部要因】

- ・調査研究の多くは自然物を対象とするものであり、特にフィールドワークが必要なものについては、天候など自然環境の要因等により、研究計画に大きな影響を受ける可能性がある。
- ・海外での調査研究については、社会情勢の変化等により、調査地や調査内容等の研究計画の変更等が必要になる可能性がある。
- ・科学研究費補助金について、制度見直し等が生じた場合には、新規採択率に影響する可能性がある。
- ・国際機関や海外の博物館等との共同研究・交流等についても、社会情勢の変化等により、協力協定等の締結や当該研究の実施等に影響を受ける可能性がある。

【重要度：高】

- ・科学技術基本計画、科学技術イノベーション総合戦略2015、生物多様性国家戦略2012-2020等において、継続的な科学技術イノベーションの創出に向けた学術研究・基礎研究の推進とともに、生物多様性の保全とその持続可能な利用、防災・減災、海洋立国に相応しい科

学技術イノベーション、ものづくり・コトづくりの競争力向上などの課題に対応する研究の推進が挙げられており、国立科学博物館の実施する調査研究は、それらの実現に必要な基礎を提供する重要な役割を担うものであるため。

2 ナショナルコレクションの体系的構築及び人類共有の財産としての将来にわたる継承

(1) ナショナルコレクションの構築

科学系博物館のナショナルセンターとして、自然史及び科学技術史の研究に資する標本資料の調査・収集を体系的に進め、これら貴重な標本資料を適切な環境のもとで保管し、将来へ継承できるよう、中長期的な方針を作成し、戦略的なナショナルコレクション構築を着実に推進すること。また、標本・資料統合データベースの一層の充実を図ること。さらに、国内に生息・生育する生物を中心とする研究用の遺伝資源コレクションの充実を図ること。

海外の自然史標本に関しては、生物多様性条約及び名古屋議定書を遵守し、遺伝資源のアクセスと利益配分（ABS）に関する国立科学博物館の方針に沿って適切な収集・管理を行うこと。

ナショナルコレクションとして保管の必要な標本資料の散逸を防ぐため、大学や博物館等で保管が困難となった貴重な自然史系標本資料の受入のために国内の自然史系博物館等と連携し、自然史系標本資料セーフティネットの拡充を図ること。科学技術史資料についても理工系博物館、大学等の研究機関、企業、個人等で保管が困難となった貴重な資料の受入のために国内の理工系博物館、学会、業界団体等と連携してセーフティネットの中核としての機能を果たすこと。

これら標本資料を将来にわたり良好な状態で保存し続けるため、それぞれの分野ごとの特性等を考慮しつつ、収蔵スペースの確保に向けた取組みを行うこと。その際、収蔵展示により、収蔵庫外から標本資料を観覧できるようにするなど、標本資料の積極的な公開についても留意すること。

YS-11量産初号機については、貴重な財産として将来に向け長期的に保有し、適切に保存していく観点から、維持管理経費等の視点も含め適切な保存・公開等の在り方について、有識者等による検討を行い、平成29年度末までに方向性をとりまとめ、着実に実施すること。

(2) 全国的な標本資料情報の収集と発信

自然史・科学技術史に関するナショナルセンターとして、国立科学博物館で所有している標本資料のみならず、全国の科学系博物館等で所有している標本資料について、その所在情報を関係機関等と連携して的確に把握し、情報を集約し、オープンサイエンスの推進

に向け国内外に対して積極的に発信していくこと。

【指標】

- ・標本資料について、5年間で前中期目標期間の実績を上回る登録標本資料数の増加
(前中期目標期間実績：4年間で268,934点増)（見込評価時点）
- ・標本・資料統合データベースについて、登録標本レコードと画像情報を合わせて5年間で40万件を加えて公開
(前中期目標期間実績：4年間でホームページでの全データベース登録件数 454,811件増)（見込評価時点）

【目標水準の考え方】

- ・ナショナルコレクションの構築については、前中期目標期間以上の目標値を達成することを目指す。
- ・標本資料情報の発信については、標本・資料統合データベースの構築に伴い急増した初期段階の登録作業が安定する一方、既存のレコードの質の向上を図ることが重要となるため、登録数の増加と画像情報の追加を合わせた指標と目標水準を設定し、その達成を目指す。

【想定される外部要因】

- ・ナショナルコレクションの収集は、調査研究の研究計画に従い、担当分野の研究者等が行うことを基本としており、III. 1に記載した外部要因により、調査研究が研究計画どおりに実施できない場合には影響を受ける可能性がある。
- ・自然史系標本セーフティネットの構築等により、外部機関において保管が困難となった標本資料の受入の増加が見込まれる。貴重なナショナルコレクションの散逸を防ぐ緊急性から積極的に受け入れ保管することを第一とする必要があり、当該標本資料の受入に伴う必要な整理作業や収蔵スペース等のため、新たな標本資料の登録や公開に影響がでる可能性がある。

3 国立科学博物館の資源と社会の様々なセクターとの連携協働による、人々の科学リテラシーの向上

国立科学博物館の有する知的・物的資源及び人的資源を一体的に生かし、人々の科学リテラシーを涵養するため、展示・学習支援事業を実施するとともに、地域博物館等との連携協働によりそれらの資源のより効果的な活用を図ること。

生涯学習の観点から、博物館ならではの展示・学習支援事業を通じて、多様なニーズに応じた学習機会を提供すること。また、進展著しい自然科学研究についての理解増進を図

るよう、最新の研究成果を反映した事業の実施を図ること。

(1) 魅力ある展示事業の実施

展示事業においては、国立の科学系博物館として、また自然史等の中核的研究機関としてふさわしいものを重点的に行うこととし、自然科学研究の進展や社会の動向等を踏まえた幅広いテーマによる魅力ある展示を実施すること。

このため、展示（常設展示、企画展示、巡回展示）に関する開催方針を作成し、それに沿った効果的な展示を実施すること。

常設展示については、新たな研究成果やニーズ等を適切に反映させ、一層の充実を図るとともに、研究者やボランティア等による展示理解の深化を図る活動を推進すること。

企画展示のテーマの設定に当たっては、幅広い人々の科学リテラシーの向上に資するよう、バランスを考慮した幅広い分野を対象とするとともに、新たなテーマ、入館者の層の拡大などの試みを行うこと。

国立科学博物館の有する資源を効果的に活用し、人々の科学リテラシーの向上を図るために、地域博物館等との連携協働による巡回展示を実施すること。

また、外国人を含む多様な入館者へのサービス向上という視点から、館内 Wi-Fi の整備や ICT を活用した利便性の高い展示情報システムの構築、開館日・開館時間の弾力化の新たな取組を順次実施することなどにより、安全で快適な観覧環境を提供すること。さらに、展示と関連づけたグッズの開発等を推進すること。

(2) 社会の多様な人々の科学リテラシーを高める学習支援事業の実施

子供から大人まで様々な年代の人々の科学リテラシーを高める学習支援事業を実施すること。特に、他の科学系博物館では実施困難な事業を重点的に行うこと。

また、博物館における学習支援事業の体系に基づくモデル的な学習支援活動情報を集積・発信するなど、ナショナルセンターとしての先導的・モデル的な事業を実施すること。特に、展示を活用した入館者とのコミュニケーションを重視した学習支援活動を開発し、実践すること。

さらに、専門家と国民の間のコミュニケーションを促進させるサイエンスコミュニケーションを担う人材を育成するなど、知の循環を促す人材の養成に寄与すること。

(3) 社会の様々なセクターをつなぐ連携協働事業・広報事業の実施

2020 年東京大会を契機に、社会に根ざし、社会に支えられ、社会的要請に応える我が国の主導的な博物館として、国内の科学系博物館をはじめ、大学、研究機関、教育機関、企業などの様々なセクターと連携協働し、地域博物館等のネットワークの充実を図ることにより、地域における人々の科学リテラシーを涵養する活動を促進すること。

また、様々な媒体を通じて自然や科学に関する情報を広く国民に提供するとともに、国

民の国立科学博物館への理解を深めること。ホームページでは、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を含め、国立科学博物館の活動の成果に関する情報を発信するよう努めること。さらに、外国人入館者等に向けた多言語対応など、近隣の施設等との連携等も図りつつ、効果的な情報発信を推進すること。

【指標】

- ・入館者数等について、5年間で800万人を確保
(前中期目標期間実績：4年間で8,048,759人)（見込評価時点）
- ・展示事業について、特別展を年平均2回程度実施、企画展・巡回展示を年平均25回程度実施
(前中期目標期間実績：特別展開催件数年平均2.8回・開催日数年平均225日、企画展開催回数年平均25回)（見込評価時点）
- ・学習支援事業について、年平均で10万人の参加者数を確保
(前中期目標期間実績：年平均49,611人)（見込評価時点）
- ・博物館等との連携協働事業について、5年間で前中期目標期間実績以上の数の機関等と連携協働
(前中期目標期間実績：のべ99機関等)

【目標水準の考え方】

- ・展示事業については、入館者数等及び実施回数等の状況を指標とし、これまでの実績や傾向、幅広くバランスのとれたテーマ設定の確保、展示・施設の改修などを考慮したものとする。
- ・学習支援事業については、事業への参加者数を指標とし、展示を活用した入館者とのコミュニケーションを重視した学習支援活動の実施を考慮したものとする。
- ・博物館等との連携協働事業については、前中期目標期間実績以上の目標値を達成することを目指す。

【重要度：高】

- ・教育振興基本計画、科学技術基本計画、科学技術イノベーション総合戦略2015、生物多様性国家戦略2012-2020等で示された政策の実現のためには、国立科学博物館の資源と社会の様々なセクターとの連携協働のもと、様々な課題に対応していく資質・素養である科学リテラシーの涵養に取り組むことが重要であるため。また、「オリンピック・パラリンピックレガシー創出に向けた文部科学省の考え方と取組」にも位置づけられているように、2020年東京大会は、これまでの日本の科学研究の蓄積や科学技術の発展・成果を国内外へ発信する重要な機会であり、本中期目標期間において重点的に取り組む必要があるため。

IV 業務運営の効率化に関する事項

1 運営の改善

国立科学博物館の担う政策実施機能を最大限向上させるとともに、業務の効率性を向上させるため、自己評価、外部評価及び入館者による評価などの活用や、監事の機能強化など内部ガバナンスの強化を図ることにより、館長の下で自律的に博物館の運営を適宜見直すこと。

また、館内のマネジメント上必要な意思疎通や情報共有のため、テレビ会議システムなどのICT等も活用し、業務運営の効率化を図ること。

組織体制の見直しについては、柔軟に組織を変更できる独立行政法人の制度趣旨を生かし、2020年東京大会を契機とする社会の様々なセクターをつなぐ連携協働事業等の実施などの「III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に示した目標の達成に向けて、当該業務のより効果的な実施が可能となる組織設計を行うこと。

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、国立科学博物館の活性化が損なわれないよう十分配慮しつつ、自主的・戦略的な業務運営により最大限の成果を上げていくために、運営費交付金の効率化目標については、退職手当や入館者数に対応した業務経費等の特殊要因経費を除き、経費の節減や調達の合理化を推進することなどにより、本中期目標期間中、一般管理費については15%以上、業務経費についても5%以上の効率化を図ること。また、人件費については「2 紙与水準の適正化」に基づいた効率化を図ること。

2 紙与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、役職員給与の在り方について検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、検証結果や取組状況を公表すること。

3 契約の適正化

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の公正性、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図ること。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づく「法人間又は周辺の他機関等との共同調達」について、事務的消耗品等への拡充を図るべく周辺の他機関と検討し、年度計画等に具体的な対象品目等を定めた上で進めること。

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性につい

て不斷に見直しを行うこと。

4 予算執行の効率化

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築すること。

V 財務内容の改善に関する事項

1 自己収入等の確保

多様な財源確保のため、会員制度の体系等について戦略的に見直すなど、積極的に自己収入の増加に努めることとし、中期目標期間中の事業実施収入を過去二期の中期目標期間の平均以上とすること。

また、自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努めること。

2 決算情報・セグメント情報の充実等

国立科学博物館の財務内容等の一層の透明性を確保するとともに、活動内容を政府・国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ること。

3 運営費交付金債務残高の解消

各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生原因等を分析し、解消を図る方策を講ずること。

4 経費の節減

予算の効率的な執行等に努め、より一層の節減を行うとともに、効率的な施設運営や共同調達等の工夫により、経費の節減を図ること。

VI その他業務運営に関する重要事項

1 法令遵守等内部統制の充実

内部統制については、館長によるマネジメントを強化するための有効な手段の一つであり、組織・業務運営や信頼性確保のため、コンプライアンス等を適切に行なうことが重要であることから、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11

月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえた規程の整備等必要な体制整備、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証、また、これら点検・検証を踏まえた見直しなど、必要な取組を推進すること。

2 情報セキュリティへの対応

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。

また、対策の実施状況を毎年度把握し、P D C A サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

3 人事に関する計画

適切な人事管理や大学等との積極的な人事交流を進めることにより、効率的・効果的な業務運営を行うこと。

また、国立科学博物館の将来を見据え、計画的な人材の確保・育成を図ること。

4 施設・設備整備

施設・設備の整備に当たっては、ナショナルコレクションを人類共通の財産として将来にわたって確実に継承することや、新たな研究成果やニーズ等を展示内容等に適切に反映すること、さらには安全で快適な観覧環境を提供することなどの視点を踏まえ、計画的に推進すること。

別表 1 第4期中期目標期間において重点的に推進すべき調査研究の方針

【基盤研究】（平成 28 年度～32 年度）

○動物研究分野

生物多様性保全と持続可能な利用のため、日本及びその周辺地域の動物インベントリー構築と環境変化が生物多様性に及ぼす影響の解析、種分化など多様性を創出するメカニズムの解明を行うことにより、生物多様化の要因と多様性喪失のメカニズムを環境の変化との関連で示すものとする。

○植物研究分野

生物多様性保全と持続可能な利用のため、日本及びその周辺地域の動物以外のあらゆる真核生物と一部の原核生物を対象として標本資料を収集し、各標本についてさまざまな情報を収集し、それをもとに分類学や進化学的な研究及び多様性の解析、さらに環境とのつ

ながらに注目した保全のための研究を行うことにより、生物群の情報を統合することによる、生態系全体を考えた保全のための基礎的データの蓄積を行うものとする。

○地学研究分野

環境保全や防災・減災などの社会的問題解決に向け、日本列島を構成する4つのプレートのうち地震や火山活動の源となっているフィリピン海プレートと太平洋プレートについて、岩石・鉱物の収集や、結晶学的・化学的解析と生成年代測定を行い、日本列島の形成過程の理解を進め、造山活動や地震・火山噴火など、地球の動的進化の基礎データと標本の蓄積を図るものとする。

また、日本列島及びその周辺地域の中～新生代の動植物化石、微化石を収集し、層序学、比較形態学、系統学、分子系統学、地球化学的解析により、現代における生物多様性の成立と保全、地球温暖化などの環境の遷移を明らかにするものとする。

○人類研究分野

日本列島集団の形成過程を明らかにするために、縄文人のゲノム分析やCT解析など最新の手法を用いた確度の高い研究により、日本人の起源の問題に関して新たな列島集団の成立のシナリオの構築を行うものとする。

また特に、2020年東京大会に向けた東京都市部での再開発事業等に伴い発掘されている大量の江戸時代人を対象にして、生病老死にかかる基本的な情報から人びとの生活史を復元することで、将来にわたって現代日本人の健康を考える際の基礎的なデータを得るものとする。

○理工学研究分野

今後の日本の科学技術の発展を考える基盤を提供するため、科学技術史及び宇宙・地球史双方のこれまで蓄積してきた資料について最新の分析機器やデータ処理法を適用して解析することにより、残された資料や古い観測データから現代的な意義をもつデータを抽出できることを示すとともに、復元や複製により博物館活動に積極的に活用できるよう、保存資料の3次元データ化等を進めるものとする。

日本におけるものづくりの基盤強化の基礎とするため、日本の特徴的な産業技術において、世界遺産に登録された産業遺産を中心に産業技術史資料の所在を把握するとともに、その資料情報の蓄積と公開、技術発達と社会・文化・経済との相互関係を含めた技術開発史の研究を行うことにより、日本の産業技術発展に関する事実に基づいた国際的な認知度を高めるものとする。

【総合研究】

○標本資料を活用した絶滅寸前種に関する情報の解析（平成28年度～32年度）

生物多様性の保全と持続可能な利用のため、博物館の資料・情報と機関間ネットワークを活用し、環境省レッドデータブックに収録された日本の絶滅危惧種等のうち特に絶滅寸前の生物に関して、標本の所蔵状況や海外の分布、不足している生物学的特性を解明し、日本の生物多様性の保全施策の基盤をなす情報源の構築を図るものとする。

○東南アジア生物相のインベントリーの構築（平成 28 年度～32 年度）

生物多様性の保全と持続可能な利用のため、日本の南方系生物の起源と分化過程を解明し、日本列島の生物相の成り立ちをより明確化するため、ミャンマーを中心とする東南アジア地域の蘚苔類、維管束植物、地衣類、藻類、昆虫類等の分布調査、種記載、種間の分子系統解析を行うことにより、当該地域の自然史科学の推進と生物多様性に関わる施策に貢献するとともに、日本列島における南方系生物の起源と分化過程を解明するものとする。

○化学層序と年代測定に基づく地球史・生命史の解析（平成 28 年度～32 年度）

環境保全や防災・減災などの社会的問題解決のため、質量分析装置を用いて国立科学博物館の標本資料の同位体分析や年代測定を行うことにより、各時代に堆積した地層の分布である層序を確立し、地球史や生命史をより高精度に理解するとともに、日本における今後の自然災害を予想する上での基礎データを提供するものとする。

○黒潮に関する自然史の研究（平成 28 年度～32 年度）

生物多様性の保全と持続可能な利用のため、世界最大規模の海流であり、日本列島の豊かな自然の現状とその成立史を解明する上で重要な因子である黒潮の変動史について、海底堆積物のコア標本や理化学分析技術を用いて解析し、黒潮圏の生態系成立過程と人類活動史を説明する統合的モデルを構築するものとする。

○我が国における科学技術史資料の保存体制構築に向けた研究（平成 28 年度～32 年度）

日本におけるものづくりの基盤強化の基礎とするため、統廃合や事業転換が進む国立研究機関、大学や民間企業における日本の近代化以降の科学技術や自然史研究の足跡を示す資料の戦略的保存体制構築に向けこれらの資料を調査することにより、資料保存のためのセーフティネット構築に向けた研究機関、大学や企業のネットワーク形成や、保存と評価の分野横断的な指針を構築するものとする。

○生物多様性ホットスポットの特定と形成に関する研究（継続：平成 25 年度～29 年度）

生物多様性の保全と持続可能な利用のため、国立科学博物館等で保管する標本資料のデータベース活用と分子系統解析を進め、日本国内の生物多様性ホットスポットのうち、主な国立公園を中心とした地域の生物相を解明し、日本の生物相の価値について国民による認知の向上を図るものとする。